

排水設備確認申請図書作成の手引き

橋本市下水道課

排水設備確認申請の流れ

① 確認申請時の書類（２部提出）

1. 排水設備等（新設・増設・改築）計画確認申請書
2. 位置図
3. 平面図
4. 縦断図
5. 承諾書（土地建物用・排水設備用） … 必要な場合のみ
6. 最終清掃(消毒)依頼書 … くみ取り便所又は浄化槽があった場合
7. その他（従来の排水設備等使用届出書等） … 必要な場合のみ

② 排水設備等確認通知書の発行

1. 排水設備等確認通知書
2. 受益者申告書 … 必要な場合のみ
 - ※ 確認通知書の交付後に、工事着手のこと。
 - ※ 受益者申告書は、提出期限までに提出すること。

1,000 ㎡未満 150,000 円

1,000 ㎡以上 300,000 円

③ 完了検査申請時の書類（２部提出）

※ 工事完了後、５日以内に提出

1. 排水設備等工事完了届出書
2. 公共下水道使用開始等届出書（アパート等の場合は、その戸数分）
3. 最終清掃(消毒)確認書（写し） … くみ取り便所又は浄化槽があった場合
4. 浄化槽使用廃止届出書 … 浄化槽があった場合
5. 竣工平面図

④ 工事確認検査及び検査済証の発行

1. 工事確認検査後、検査済証を発行
 - ※ 原則検査には、担当責任技術者が立ち会うこと

★ 変更がある場合の書類（工期内において２部提出）

1. 確認申請時に提出された書類の内、変更にかかる物の書類
 - 変更前と変更後を赤黒比較すること。（図面の場合は一枚の図面に変更前：黒、変更後：赤 とする）
 - ただし、工期のみ変更の場合は、『排水設備工期変更届』を提出

1. 設計基準（技術基準）

橋本市における設計基準については、以下の条例・指針等に定める内容に基づくものとする。

（１）公共下水道（以下「公下」という。）

- ・ 橋本市下水道条例・同施行規程
- ・ 下水道排水設備指針と解説 ― 2019年版― … 「(公社)日本下水道協会」
- ・ 排水設備工事責任技術者講習用テキスト ―平成29年4月― … 「 〃 」

（２）農業集落排水（以下「農集」という。）

- ・ 橋本市農業集落排水処理施設設置及び管理条例・同施行規則
- ・ 下水道排水設備指針と解説 ― 2019年版― … 「(公社)日本下水道協会」
- ・ 排水設備工事責任技術者講習用テキスト ―平成29年4月― … 「 〃 」

2. 申請図書の種類と内容

申請図書は条例及び施行規程・規則により定められているが、具体的には以下の図書を添付する。（公下・農集共通）

- （１）位置図 A-4 サイズ 縮尺は1500分の1程度とする。
- （２）平面図 A-3 サイズ 縮尺は原則、100分の1とする。
- （３）縦断面図 A-3 サイズ 縮尺は原則、縦10分の1横100分の1とする。
- （４）除害施設 A-3 サイズ 縮尺は原則、50分の1とする。
- （５）その他指定する参考資料 除害施設設置検討資料、縮小前の平面図等

3. 作成要領および留意点

作成方法については、排水設備工事責任技術者講習用テキストを参照すること。

特に留意する点については以下のとおり。

（１）事前調査

- ・ 公共汚水ますの位置・深さ及び下水道管の位置等を正確に確認する。
（下水道課に管理台帳を備え付けているので、必要事項を調査すると共に相違がないかについて、必ず現地確認を行うこと。）
- ・ 既設装置の排水ルート、トラップの有無、接続状況等の調査
- ・ 既設管を利用する場合は、管種・管径・勾配を調査することのみならず、雨水等が接続されていないか、維持管理上支障とならないか等について入念に調査を行い、必要に応じて管種・管径・勾配・ますの追加等新設、改善・修繕等計画をすること。

(2) 位置図

- ・ 右肩「設置場所」欄に設置する場所（地番）を記入する。
方角を記入し、位置が確認できる地図を記入。
- ・ 設置場所を赤色で着色すること。

(3) 平面図

- ・ 右肩「設置場所」欄に設置する場所（地番）を記入する。
- ・ 左下「責任技術者」欄に責任技術者の氏名及び作成年月日を記入する。
- ・ 中下「申請者」欄に申請者の氏名を記入する。
- ・ 右下「縮尺」欄に縮尺を記入する（原則 1 / 100）
- ・ 敷地形状を記入（**申請敷地全体、他の建物がある場合も記入**）
- ・ 記載内容は汚水のみで良い。（雨水は必要なし）
- ・ 配管立面図は原則的に不要とするが、平面図で表現しきれない場合は、別途作成する。
- ・ 平面図上の仮水準点は既設公共ますの天端高を、±0 とする。
- ・ 各ます天高さは、既設公共ます天に比べて、高低差を c m 単位で記入
- ・ 設計にかかる特記事項があれば記入する。
- ・ 使用器具の名称と型式・仕様リストを記入する。
- ・ 既設管路、器具等は破線で表示し、引き出し線により記載する事項の末尾に「(既設)」と表示すること。
- ・ **上水道メーター位置を記入すること。**（敷地外で離れている場合は位置図でも良い）
- ・ 2F に排水器具を設置する場合、可能であれば通気管を設けること。又、その旨を平面図に記入すること。
- ・ **既設浄化槽及び便槽位置を破線で表示する。**

(4) 縦断面図

- ・ 右肩「設置場所」欄に設置する場所（地番）を記入する。
- ・ 左下「責任技術者」欄に責任技術者の氏名及び作成年月日を記入する。
- ・ 中下「申請者」欄に申請者の氏名を記入する。
- ・ 右下「縮尺」欄に縮尺を記入する。
- ・ 欄内左上に縮尺を表示すること。
- ・ 各スパン毎に、管種・管径・勾配・延長を記入する。
- ・ 各ます毎に引き出し線を入れ、ます番号・ます径・ます深を記入する。
- ・ 縦断面図上の仮水準点は公共汚水ますの下流側（流出側）管底高さとし、その点を +10.00 m として設計を行うこと。（ますがない場合は別協議）
- ・ 土被りは、管厚さを考慮する必要はない。
- ・ 既設管路は、破線で表示し「既設管利用区間」と記入すること。

- ・ 既設管についても正確に確認すること。
- ・ 地盤高、土被り、管底高をます毎に記入する。ただし、段差付ます部は、上下流の表記をすること。

(5) 除害施設

- ・ 下水道条例第9条から第11条に該当する使用者は、除害施設を設置しなければならないため、下水道課と事前協議をすること。
- ・ 特定施設となる場合は、申請後60日は着手出来ないなので、出来るだけ早めに協議すること。

4. 設計にかかる特記事項

- ・ 排水管の勾配が2/100を確保できない場合や、既設管が2/100の勾配がない等の場合は設計に関して協議して下さい。
- ・ 公共下水道の確認申請において、屋外排水施設で既設装置を使用する場合、『従来の排水設備等使用届出書』を提出すること。なお、既設排水施設が規格に適用していない場合、使用上・管理上弊害があることについて説明しておくこと。
- ・ 逆流防止ますの使用。(大便器配管で直角方向の合流ますは、逆流防止のため段差付ますを使用すること。段差がとれない場合は、45Y又はHYを使用すること。また、2F立管とますの距離が近い場合も同様のますを使用すること。ただし、最上流から流入の場合は段差不要とする。)
- ・ トイレからの合流部上下流にトラップますがある場合、ます間距離(50cm以上)の確保。
- ・ 確認通知後、大幅な変更がある場合は事前に協議して下さい。
- ・ 露出配管を行う場合、VP管を使用し、紫外線等による劣化防止・保護(耐候性塗装仕上げ等)をすること。
- ・ 3箇所以上の排水を床下で1つにまとめた配管をますに接続するものにあつては、『床下排水設備(横主管一括排水)方式使用誓約書』を提出すること。
- ・ 排水ヘッダーシステムによる場合は、ヘッダー管上部で容易に点検・管理が出来る点検口を設置すること。また、ヘッダーシステムの仕様書を提出すること。
- ・ 排水設備工事において洗車場等で屋根等が無く、雨水の流入がある施設を公共下水道に接続する場合は、雨天時の雨水流入を防止する構造とすること。なお、この場合、露天開渠方式設置における管理のための誓約書を提出すること。

5. 雨水についての留意点

橋本市は分流式となっているので雨水の誤接続や流入が無いように十分注意すること。

6. 阻集器設置についての留意点

排水中に混入するグリース、可燃性溶剤、土砂等の有害物質を排出する事業所は阻集

器を設置すること。

具体例を以下に示すので参考にすること。

(1) グリース阻集器の設置が必要とされる業種

スナック・大衆食堂・食肉販売業・魚介類販売業・そば、うどん屋・和食店・洋食店・中華料理店・惣菜屋・ステーキハウス・ラーメン屋・焼鳥屋・料理教室・弁当屋・学校（給食室）・病院・ホテル等（厨房）・社員食堂・寿司屋・喫茶店・その他植物油脂を排水する業種

特に大量の油脂類を排除する大規模料理店では、グリーストラップだけでは水質基準を満足できないケースがあり、使用開始後排水を停止しなければならない事もあるので十分検討すること。（油脂類の乳化現象で、一旦浄化槽の様な生物処理施設を設置しなければ水質基準をクリア出来ないケースがある。）

(2) オイル阻集器が必要とされる業種

整備工場・ガソリンスタンド・洗車場・その他可溶性溶剤を使用する業種

(3) 砂阻集器・セメント阻集器が必要とされる業種

生コン製造業・砂利製造業・石材加工業・美術工芸業等、排水中に泥砂、セメント等を多量に含む排水を行なう業種

(4) 毛髪阻集器が必要とされる業種

理髪店・美容院・公衆浴場等、排水中に毛髪・美顔用粘土（クレイ）が流出する業種

(5) 繊維くず阻集器が必要とされる業種

営業用洗濯場・クリーニング業等、汚水中に紙くず・布くず・ボタン等が流出する業種

(6) プラスタ（石膏）阻集器が必要とされる業種

病院（歯科・整形外科）等、汚水中にプラスタ、貴金属等の不溶性物質等が流出する業種

7. 既設浄化槽の廃止

和歌山県浄化槽取扱要綱により、公下・農集ともに下水道に接続した場合、既設浄化槽が廃止されるため、『浄化槽使用廃止届出書』を下水道課へ提出する必要があります。また浄化槽を清潔に処理する必要もあり、適切な処理を行なったことを確認するため『最終清掃（消毒）確認書』を提出していただく必要があります。なお、『浄化槽使用廃止届出書』は受付印のある原本を提出して下さい。

8. 最終清掃（消毒）確認書の提出

清掃業者から報告のあった『最終清掃（消毒）確認書』（写し）を、『完了届出書』の提出時にお願いします。

9. その他

排水設備等（新設・増設・改築）計画（変更）確認申請書を下水道課に提出（申請）する場合は、最終清掃（消毒）依頼書が必要となります。（別紙フロー図参照）

過去に最終汲み取り、清掃（消毒）を行なっている場合は、最終清掃（消毒）確認書（写し）を提出してください。この確認書を紛失した場合は、最終清掃（消毒）を行なっていた業者で、確認書を再発行していただき、その写しを市に提出してください。